

建築物の表現とアイデア（ステラ・マッカートニー事件）

【文献種別】 判決／知的財産高等裁判所
【裁判年月日】 平成29年10月13日
【事件番号】 平成29年（ネ）第10061号
【事件名】 著作者人格権侵害差止等請求控訴事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 著作権法2条1項2号・19条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448982

事実の概要

Xは、建築設計等を目的とする株式会社であり、Y₁は、建築工事等の請負、設計等を目的とする株式会社である。訴外A社は、Y₁に対し、ファッションブランド「STELLE MaCartny」の店舗とするための建物の設計・建築を依頼した。Y₁は、H25年5月31日付で、その建物の設計図面等（以下、Y₁資料）を作成した。Y₁資料には、1階部分をガラス張りとする、2階及びR階にアルミ押出型材横ルーバーを素材とする外装スクリーンを設置することなどが記載されている。

これに対し、A社の代表取締役乙は、外装スクリーンについて継続して幅広い提案をするようY₁に求める一方で、同年6月、Xに対して、当該店舗の外観デザイン監修を依頼した。X代表者は、乙からY₁資料を受領し、建物の外観に関する図面等（以下、X資料）と立体模型（以下、X模型）を作成した。X資料は、Y₁資料のうち、外装スクリーン部分のみを変更したものであり、当該部分に同じ形状及びサイズの白色の組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列する案が記載されていた。

同年9月13日、Y₁の設計担当者丙が、A社事務所にて乙と打ち合わせをした際、X代表者も同席した。その席で、X代表者は、X資料及びX模型を用いて、乙らに対し自らの設計案を説明し、丙に対し共同設計の提案を行ったが、丙はこれを拒否し、退席した。しかし、その後、乙から丙に対し、組亀甲柄も参考とした外装スクリーンの検討について要望があり、丙は、従来から検討していた2層2方向の立体格子構造の編込み様のデザイン等に代えて、組亀甲柄のもつ2層3方向

の幾何学構造に着目した編込み様のデザインを内容とする案を基に設計を終え、これに基づき、平成26年10月に建物（以下、本件建物）が完成した。

Y₁は、本件建物の著作者はY₁のみであると表示して、デザイン賞に応募し、2つの賞を受賞した。Y₂は出版社であり、本件建物の外観写真を掲載した書籍を発行したが、その際、本件建物の著作者としてY₁のみを表示した。

Xは、①主的に本件建物の共同著作者であること、②予備的に本件建物の原著作者であることの確認を求めるとともに、Y₁が、本件建物の著作者をY₁のみであると表示してデザイン賞に応募し受賞した行為、Y₂が、自社の発行する書籍に本件建物の外観写真を掲載し、その著作者をY₁と表示し、当該書籍を販売している行為が、Xの氏名表示権を侵害するとして、慰謝料や名誉回復措置等（謝罪広告の掲載等）を求めた。

原審（東京地判平29・4・27平成27（ワ）23694）は、①本件建物の外観設計に関し、Xの創作的関与及びX・Y₁間の共同創作の意思のいずれも認められないとして、Xは本件建物の共同著作者には当たらないとした。また、②Xの提案内容は、創作的表現とは認められないとして著作物性を否定し、よって、Xは本件建物の原著作者にも該当しないと判断して、請求を棄却した。Xが控訴。

判決の要旨

控訴棄却。原判決を引用し、付加判断を示した。

1 共同著作者該当性について（原判決から引用）
ア）Xの創作的関与について

『建築の著作物』（同法10条1項5号）とは、現に存在する建築物又はその設計図に表現される

観念的な建物であるから、当該設計図には、当該建築の著作物が観念的に現れているといえる程度の表現が記載されている必要がある。

X資料及びX模型に基づく提案は、「Y₁資料を前提に、当該資料のうちの外装スクリーンの上部部分のみを変更したものであり、上記提案には、伝統的な和柄である組亀甲柄を立体形状とし、同一サイズの白色として等間隔で同一方向に配置、配列することは示されているが、……実際建築される建物に用いられる具体的な配置や配列は示されておらず、他に、具体的なピッチや密度、幅、厚さ、断面形状も示されていない。一方で、……組亀甲柄は、伝統的な和柄であり、平面形状のみならず、建築物を含めて立体形状として用いられている例が複数存在し、建築物の図案集にも掲載されている。

そうすると、X資料及びX模型に基づくX代表者の提案は、Y₁資料を前提として、その外装スクリーンの上部部分に、白色の同一形状の立体的な組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列するとのアイデアを提供したものにすぎないというべきであり、仮に、表現であるとしても、その表現はありふれた表現の域を出るものとはいえず、要するに、建築の著作物に必要な創作性の程度に係る見解の如何にかかわらず、創作的な表現であると認めることはできない。更に付言すると、X代表者の上記提案は、実際建築される建物に用いられる組亀甲柄の具体的な配置や配列は示されていないから、観念的な建築物が現されていると認めるに足りる程度の表現であるともいえない。」

イ) 共同創作性について

「仮に、本件建物の外観設計におけるX代表者の創作的関与の有無の点を描いても、……、Y₁の設計担当者は、本件打合せでX代表者からX資料及びX模型に基づく提案内容の説明を聞いたことはあるが、Xとの共同設計の提案を断り、その後、X代表者と接触ないし協議したことはない。」

「X代表者の提案内容と完成後の本件建物は、外装スクリーンの上部部分に2層3方向の立体格子構造が採用されている点は共通するが、少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違しており、……本質的特徴といえる点において多くの相違点がある」ことに照らせば、両者が本件建物の外観設計を「共同して創作」と認めることはできない。

2 原作者者該当性について（原判決から引用）

「X資料及びX模型に基づくX代表者の提案は創作的な表現であるとはいえないから、これに著作物性を認めることはできない」。

「仮に、X資料及びX模型に係るX代表者の提案についての著作物性の有無の点を描いても、……X資料及びX模型と本件建物とは、その表現上の重要な部分において多くの相違点があり、本件建物からX資料及びX模型における表現上の本質的特徴を感得することはできない」ため、本件建物が上記提案の二次的著作物に当たるとは認められない。

3 付加的判断（控訴審）

X資料等からなる「X外観設計のうち外装スクリーンを除くその余の部分については、そもそもX代表者の創作的関与を認める余地がない。」

「格子の大きさ一つ取っても、その大きさ次第で、いくらでも集合体としての外観デザインが変わり得る……から、Xが想定していた現実の外観は、X資料及びX模型をもってしては、いまだ『視覚的に、一般人にとって看取可能な形で図面上表現されていた』といえない。

「仮に、X資料及びX模型に現れた外装スクリーン部分の表現そのもの（図案）に関して、『建築の著作物』に限らず、何らかの著作物性（創作性）を認め得るとしても、（外装スクリーンに関する）X代表者の提案と現実で完成した本件建物の外観とでは、2層3方向の連続的な立体格子構造（組亀甲柄）が採用されている点と、せいぜい色（白色）が共通するのみであり、少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違する……。例えば、個々の格子を意識させるものであるかどうか……。編み込み模様の編み目の向き……。外装スクリーンの裏側にある建物自体の骨格を意識させるかどうか……。などの点において大きく異なっており、全体としての表現や見る者に与える印象が全く異なる」。

「結局のところ、外装スクリーン部分に関し本件建物外観とX代表者の提案とで共通するのは、ほぼ2層3方向の連続的な立体格子構造（組亀甲柄）を採用した点に尽きるのであって、それ自体はアイデアにすぎないというべきであるから、X代表者が本件建物外観について創作的に関与したとは認められない。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、建築の著作物における表現とアイデアの区別について、具体的に判断した一事例である。建築物については、実用性を有することから、著作物性判断に関して議論があり、多数の見解は、著作物性が肯定されるためには、建築芸術といえる芸術性・美術性が必要であると解しているが¹⁾、本件では、本件建物が著作物に当たることについて当事者間に争いはなかったため、芸術性等には特に言及することなく、本件建物の建築著作物該当性が認められている。もっとも、本件では、Xの寄与が建築著作物の創作的表現の作出に当たるか否かが論点となっており、これを否定する判断が示されていることから、建築の著作物性に関する解釈は、結論に直接には影響しない²⁾。

Xは、①主位的に、本件建物についての共同著作物として、②予備的に、本件建物を二次的著作物とする原著物の著作物として、権利の確認等を求めており、そのいずれにおいても、Xの作出した創作的表現が、本件建物に現れているといえるかどうかの問題となる。

二 共同著作物該当性（創作的関与の有無）について

1 共同著作物とは、2人以上の者が共同で創作した著作物であり（共同創作性）、各人の寄与を分離して個別に利用できない（分離利用不可能性）ものをいう（2条1項12号）³⁾。共同著作物の著作者（共同著作者）に該当するためには、その著作物の創作的表現の作出に関与していることが必要とされ（2条1項2号）、アイデアを提供しただけの者は、共同著作物とは認められない⁴⁾。

本件において、Xは、「本件建物（建築の著作物）」に関して共同著作物であることを主張しているため、建築の著作物における創作的表現との関係で、Xの創作的関与を評価することになる⁵⁾。

本件建物のデザインの特徴は、外装スクリーン部分にあることが明らかである。建築物の部分によっても、著作物性は肯定しようと解されており⁶⁾、認定された事実によれば、Y₁は、X資料等が乙に提案される以前には、外装スクリーンに立体形状の組亀甲を採用することを着想していなかった。乙からの依頼を受けて、組亀甲を採用し

た外装デザインが完成された経緯も認められるため、Xの提案に基づく寄与が本件建物の創作的表現と認められるのであれば、Xの著作者性は肯定される。この点、Xは、X提案の内容は、「X資料により平面上で具体的に表現され、かつ、X模型により立体物として具体的に表現されており、……単なるアイデアではなく、具体的な表現である」と主張した。

これに対し、裁判所は、提案内容が「建築の著作物」の創作に関与したと認めうるだけの具体性ある表現といえないとして、アイデアの提供にすぎないと判断した。

2 こうした判断の理由としては、次の点があげられている。

まず、Xの提案は、外装スクリーン部分について、実際建築される建物に用いられる具体的な配置や配列は示されておらず、具体的なピッチや密度、幅、厚さ、断面形状も示されていないという事実である。これは、Xの提案が、本件建物の抽象的要素にすぎないことを示すとともに、共同著作物となる対象が「本件建物」である以上、建築物として認識できる表現には至っていないとの評価を根拠づけるものといえる⁷⁾。もっとも、抽象的な要素であるからといって、そのことのみで表現該当性が否定されるわけではない。また、共同著作者性を肯定するための創作的表現について、当該著作物（本件では建築の著作物）に固有のものでなくともよいとする見解も存在する⁸⁾。後者の見解に立てば、X提案における創作的表現が、「建築著作物」としてのそれであることは必ずしも要求されないことになる。X資料等について、美術の著作物としても著作物性を有するとのXの主張は、後者の理解を前提としたものと考えられる。

しかしながら、仮にそうした理解をとったとしても、本件の判断は、以下の通り、妥当なものといえよう。

本件で採用された組亀甲とは、六角形を3つ並べた形を、編み目を出すように組んである伝統的文様であり、これ自体は古くから存在し、建築物も含め、様々な商品等で使用されている。そのため、組亀甲を採用すること自体はアイデアである。もちろん、その配色や線の太細、立体性、組み合わせ等によって、様々な表情を見せることは可能であろうが、前述の通り、X提案において、そう

した具体的な内容として、同一サイズの白色のものを等間隔で同一方向に配置すること以上のものは示されていない。本件の付加的判断においても、外装スクリーンは、たとえば格子の大きさ次第で、いくらでも集合体としての外観デザインが変わりうることに言及されている。詳細について具体化がなされていない段階で、表現該当性を認めることは、他者が組亀甲柄を利用することを禁止する結果になり、適切ではないといえよう⁹⁾。

三 原作者該当性について

Xが、本件建物を二次的著作物とする原著物の著作者であるというためには、X資料等が著作物の要件を充足し（ここでは、建築の著作物としての著作物性に限定されない）、かつ、その表現上の本質的特徴が、本件建物に維持されていることが必要となる（最判平13・6・28民集55巻4号837頁〔江差追分〕参照）。

本件では、前者について、Xの「提案内容」は著作物に当たらないと判断されており、厳密にはX資料及びX模型自体について判断が示されたものではないが、これらは、組亀甲柄の採用や色等を確定したにとどまっており、これによって創作性は認められないと評価されたのであろう。

もっとも、裁判所は、仮に、Xの提案内容に何らかの著作物性（創作性）を認めうるとしても、本件建物とXの提案内容における様々な相違点を指摘したうえで、本件建物には、X提案内容の本質的特徴は感得できず、二次的著作物に該当しないと述べている。組亀甲を用いた外装スクリーンとして具体化するにあたっては様々なバリエーションが考えられ、他方で、その表現の選択の幅はさほど広くないと考えられるため、多数の相違点が認められる本事案においては、アイデアの共通にすぎないと判断は適切といえよう¹⁰⁾。

四 最後に——アイデア提供者の保護

本件においては、Xのいずれの主張に対しても著作者該当性が否定された。こうした結論は、建築物の設計過程において重要なアイデアを提供した者であっても、氏名表示の利益さえ保護されないため、その妥当性には疑問も生じうるところである¹¹⁾。しかし、著作権法では、氏名表示のみに限定して保護を及ぼすことは困難である以上、仮に、何らかの法的保護が必要であるとしても、

著作権法以外の保護の可能性を検討すべきことにならう¹²⁾。

●——注

- 1) 中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014年）91頁、田村義之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣、2001年）122頁等、大阪地判平15・10・30判時1861号110頁、大阪高判平16・9・29平成15（ネ）3575〔グルニエ・デザイン〕等。ただし、高林龍『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2019年）56頁以下は、すべての建築物に建築芸術足を要求する必要性に疑問を呈している。
- 2) 谷川和幸「本件判批」ジュリ1518号279頁。ただし、本件建物の著作物性を肯定した判断を妥当とするものとして、高瀬亜富「原審判批」コピライト679号37頁。
- 3) 本件事案においては、原審も述べるように、Y1が共同での創作を明確に否定しているため、そもそも、共同著作物の要件である共同創作の要件を充足することは困難である。なお、「共同創作」の解釈に関しても、共同創作の意思が必要か、意に反しない程度の認識で足りるかという議論があるが、本件事案の場合、上記論点に関する解釈の違いが結論に影響を及ぼすものでもない。
- 4) 渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、2013年）101頁。
- 5) 小島立「本件判批」IPジャーナル4号41～42頁、井関涼子「本件判批」著作権判例百選〔第6版〕45頁。
- 6) 中山・前掲注1）93頁、渋谷・前掲注4）49頁等。
- 7) 井関・前掲注5）45頁も設計図が建築の著作物を体現しているというためには、その設計図から実際に建物を作ることができなければならないとする。
- 8) 横山久芳「共同著作物の成立要件について」飯村敏明先生退官記念論文集『現代知的財産法 実務と課題』（発明推進協会、2015年）1093頁参照。井関・前掲注5）45頁。
- 9) 谷川・前掲注2）279頁、高野慧太「本件判批」ジュリ1524号129～130頁、井関・前掲注5）45頁、高瀬・前掲注2）38頁。反対：戸波美代「原審判批」著研44号192～194頁。
- 10) 谷川・前掲注2）279頁、高野・前掲注9）129～130頁、井関・前掲注5）45頁、反対：戸波・前掲注9）195頁。なお、小島・前掲注5）42頁は、X資料及びX模型のみに着目すれば、創作的表現を認める余地があったことを示唆するが、そうだとすると、本件建物の原著物と認めることは困難であろう。
- 11) 戸波・前掲注9）195頁、谷川・前掲注2）279頁、高野・前掲注9）130頁。
- 12) 契約による保護を示唆するものとして、井関・前掲注5）45頁、不法行為による保護を示唆しつつ、否定的との理解を示すものとして、高野・前掲注9）130頁を参照。